

第24回神奈川県障害者技能競技大会実施要綱

令和8年4月23日制定

1 趣 旨

障害者が日ごろ職場等で培った職業技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の方々が障害者雇用に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的とする。

2 名 称

名称は、「第24回神奈川県障害者技能競技大会」（以下「本大会」という。）

通称は、「アビリンピック神奈川2026」とする。

3 主 催

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部（以下「機構神奈川支部」という。）
- ・神奈川県

4 後 援

- ・神奈川労働局
- ・神奈川県職業能力開発協会
- ・神奈川県教育委員会
- ・株式会社神奈川新聞社
- ・株式会社テレビ神奈川
- ・神奈川県障害者雇用推進連絡会
- ・横浜市
- ・相模原市
- ・一般社団法人神奈川県経営者協会
- ・一般社団法人神奈川県商工会議所連合会
- ・一般社団法人神奈川経済同友会
- ・神奈川県中小企業団体中央会
- ・神奈川県商工会連合会

5 協 賛

- ・神奈川県技能士会連合会
- ・一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会
- ・日産自動車株式会社
- ・株式会社メイコー
- ・小田急電鉄株式会社
- ・相模鉄道株式会社
- ・東急電鉄株式会社
- ・横浜高速鉄道株式会社
- ・公益財団法人横浜市スポーツ協会
- ・公益財団法人相模原市スポーツ協会
- ・Astemo ビジネスソリューションズ株式会社
- ・パレネット株式会社
- ・相模原市障害者地域作業所等連絡協議会
- ・味の素食品株式会社

6 本大会の運営

本大会を円滑に開催するため、関係機関で構成する「運営委員会」を別に設ける。

7 開催日及び開催場所

① 令和8年10月24日（土）

関東職業能力開発促進センター（横浜市旭区南希望が丘78番地）

② 令和8年10月31日（土）

神奈川障害者職業能力開発校（相模原市南区桜台13番1号）

8 技能競技の実施

障害者の雇用の促進及び継続に資すると想定され、かつ、啓発効果の高い職種（種目）により、以下のとおり技能競技を実施する。

技能競技種目及び参加予定数

番号	競 技 種 目	参加対象障害者	参加予定数 (人)
1	D T P	身体障害者 知的障害者 精神障害者	5
2	機械C A D		5
3	電子機器組立		3
4	ワード・プロセッサ		8
5	ホームページ		5
6	ビルクリーニング		1 4
7	表計算		8
8	喫茶サービス		1 0
9	製品パッキング		1 0
1 0	オフィスアシスタント		1 5
1 1	パソコンデータ入力	知的障害者	1 0
1 2	縫 製		5
1 3	フラワーアレンジメント	身体障害者 知的障害者 精神障害者	5
1 4	物流ワーク		6
《 1 4 競技種目 》			1 0 9

9 技能競技の実施方法

(1) 実施形式は実技のみとし、実施時間は、概ね2時間以内とする。

(2) 技能競技課題は、技能競技実施に差し支えない範囲で事前に公表する。

(3) 技能競技において使用する基本的共通機器等は、原則として主催者において整備し、当該機器等の具体的内容は事前に公表することとする。また、当該機器等は、原則として改良を

行わないこととする。

- (4) 選手個々の障害特性により、競技参加において必要とする補助具等（以下「競技用補助具等」という。）及び日常動作に必要な補助具等は、当該選手において用意する。ただし、選手が用意した競技用補助具等が本大会当日において動作しない場合は、会場備え付けのものを使用する。

なお、競技用補助具等は、競技日の競技開始前に、参加競技種目の競技委員の確認を受け、承認を得るものとする。

- (5) 選手の技能競技成績を評価（審査）するにあたっては、障害の種類・程度を特に考慮はしないものとする。
- (6) 技能競技において製作された作品等の所有権は、すべて機構神奈川支部に帰属するものとする。
- (7) 本大会会場に持ち込む所有物（私物）に関しては、責任を持って自己管理し、主催者に過失が無い場合における事故・過失による損壊・紛失等については、主催者を免責すること。
- (8) 手話通訳、要約筆記者は必要に応じ主催者で配置する。

1 0 競技運営に当たる競技委員等の配置

競技種目の課題作成、競技審査等の競技運営に当たるため、競技種目毎に競技委員について

1 種目原則 2 人以内を委嘱、配置する。

また、必要に応じて、競技委員を補佐する競技担当補佐員を配置することができる。

1 1 技能競技選手参加資格

次の（1）から（4）までの全てに該当する者とする。

- (1) 次のいずれかの所持者
- ・身体障害者手帳（又はそれに相当する証明書）
 - ・療育手帳（又はそれに相当する証明書）
 - ・精神障害者保健福祉手帳（又は統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）及びてんかんにかかっている者については、指定医又は産業医の診断書等）
- (2) 令和 8 年 4 月 1 日現在で、満 1 5 歳以上の者
- (3) 次のいずれかの者
- ・神奈川県内に居住している者
 - ・神奈川県内の事業所に勤務している者
 - ・神奈川県内の職業能力開発施設等に在籍している者
- (4) 競技に十分耐えられる健康状態にある者

1 2 参加申込等

- (1) 参加希望者は、様式「第 2 4 回神奈川県障害者技能競技大会参加申込書」により、別途定める申込期間内に機構神奈川支部あてに申込をする。
- (2) ビルクリーニング競技については、1 法人（学校等は除く）あたりの参加者を 2 人までとする。

1 3 技能競技参加選手の決定

参加申込者が競技種目毎の参加予定数を超えた場合、次の掲げる事項を勘案して参加数及び参加選手を決定し、それぞれ通知するものとする。

① 該当技能競技の会場の面積等との関係

② 1 法人あたりの参加申込者数

③ 競技種目と現在の職業との関連性の有無又は競技種目関連職種への就業希望の有無

参加選手の決定については、公平性を十分配慮する。また、参加数を超えることとなった場合は事務局にて抽選を行う。

1 4 参加経費等

参加費は無料とする。

技能競技及び技能デモンストレーション参加にあたって、選手又は参加者が自らの工具及び補助具等を使用する場合は、自己の経費負担において搬送等するものとする。

1 5 表彰等

(1) 本大会における成績優秀者に対し、競技種目毎に金賞・銀賞・銅賞を入賞とし、入賞者には表彰状とメダルを授与するものとする。

なお、金賞受賞者に対しては、神奈川県知事表彰として表彰状が授与される。

(2) 各入賞者は、原則としてそれぞれ各1人とする。ただし、銀賞及び銅賞について特に必要があると認められる場合は、各2人まで入賞とすることができる。

(3) 参加選手が10人以上の競技種目において、競技結果が僅差で入賞に達しなかった成績優秀者に対しては、各競技概ね2人まで「敢闘賞」を授与することができる。また、参加者が3人未満の競技において、各賞の受賞該当者がいない場合は競技委員の判断により「努力賞」を授与することができる。

(4) 入賞者及び敢闘賞又は努力賞受賞者について、競技委員は競技委員長及び副競技委員長と協議のうえ決定する。

(5) 参加選手全員に参加賞（記念品）を贈ることができる。

また、学校からの参加選手については、別途記念品等を贈ることができる。

1 6 全国障害者技能競技大会参加選手の推薦

(1) 第47回全国障害者技能競技大会（令和9年11月開催予定）における同じ競技種目への参加選手については、原則として本大会の金賞受賞者（直近5回の全国大会で金賞を受賞した者及び直近3回の全国大会に連続して参加した者を除く。以下同じ。）を推薦することができる。

また、第47回全国障害者技能競技大会において同じ競技種目が無く、かつ、第48回全国障害者技能競技大会（令和10年開催予定）における同じ競技種目への参加選手については、原則として本大会と第25回神奈川県障害者技能競技大会の金賞受賞者のうち得点の高い者を推薦することができる。

なお、全国障害者技能競技大会実施要綱において特段の定めがある競技種目については、その定めに基づき入賞者から推薦することができる。

(2) 前項において、競技種目の名称が異なる場合であっても、当該両競技種目の競技課題の内容（競技実施内容）等が互いに類似している場合には、当該両競技種目は同一種目とみなすこととする。

1 7 競技種目の見直し

2年連続参加選手の申込みがない競技種目については、翌年度の大会から原則、実施しないこととし、併せて新競技種目の実施を検討する。

1 8 技能デモンストレーションの実施

上記8に加え、先駆的又は雇用拡大が期待される障害者の雇用・就業職種により、技能デモンストレーションを実施する。

(1) 技能デモンストレーション職種及び参加者数（予定）

番号	職 種	参加対象障害者	参加予定数 (人)
201	ネイル施術	身体障害者 知的障害者 精神障害者	2
202	ベッドメイキング		2

技能デモンストレーション職種については、次年度以降の競技種目として新規に実施するために必要な事項を検証することとする。

(2) 技能デモンストレーションの実施方法等

技能デモンストレーションの実施については、上記9から11、13、14及び15の(5)の規定を準用し、順位付けは行わないこととする。

19 体調・安全管理

技能競技選手又は技能デモンストレーション参加者は、本大会参加にあたって、自己の責任において自身の体調・安全管理を行う（必要な服用薬・服装等の持参を含む。）こととし、主催者は、当該体調・安全管理をサポートするための必要な人員の配置について配慮するほか、技能競技又は技能デモンストレーション及びそれに付随する本大会行事参加中に当該選手又は当該参加者が受傷し、又は疾病等に罹患したときは、速やかに応急の処置を行うこととする。

20 併催イベントの実施（予定）

上記7に併せ、次の併催イベントを実施する。

- ・神奈川県内の（障害者）職業能力開発校による展示等
- ・障害者雇用支援月間絵画・写真コンテスト作品展
- ・パラスポーツ体験会等コーナー
- ・障害者雇用事業所、特別支援学校によるパン・焼菓子又は手工芸品等販売
- ・ものづくり体験（缶バッジ制作、ものづくり体験等）
- ・ボランティア等による演奏等

21 その他

この要綱に定めるものの他、本大会の運営に関し必要な事項は、本大会運営委員会で協議のうえ、決定するものとする。

ただし、天災その他やむを得ない事情により本大会運営委員会の開催が困難である場合は、本大会運営委員長及び副委員長の協議により決定することができる。

附則

この要綱は、令和8年4月23日から施行する。